

「公立大学法人福知山公立大学自動販売機設置業者」公募仕様書

平成 29 年 2 月 10 日

1 公募物件

(1) 公募物件

ア 公募する物件は別紙 1 のとおり

イ 自動販売機設置個所ごとに設置可能台数を超える台数の設置はできません。

※ 設置場所は、自動販売機設置位置図（別紙 2）のとおり

ウ 契約期間中、最低 1 台は設置すること。

(2) 自動販売機は、次に対応する機種とします。

ア ユニバーサルデザイン（障がい者や高齢者等に配慮したデザイン）であること。

イ ノンフロン対応機であること。

ウ タイマーによる電気調整が可能なものであること。（休館日や開館日の時間外等については、自動販売機の照明を消灯する。）

(3) 清涼飲料水の販売価格は標準的な小売価格（定価）より 20 円以上安い価格とします。

(4) 以下の安全対策を実施することとします。

ア 「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、公立大学法人福知山公立大学の責めに帰する事由による場合を除き、設置業者がその責めを負う。

イ 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、公立大学法人福知山公立大学の責めに帰することが明らかな場合を除き、公立大学法人福知山公立大学はその責めを負わない。

ウ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

(5) 自動販売機は、自動販売機設置位置図（別紙 2）に指定した外形寸法を超えないものを設置すること。

※ 設置場所の寸法には、原則、使用済容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みません。

※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

設置場所等の確認については、事前に総務企画・財務グループまで御連絡ください。

- (6) 設置にあたり、総務企画・財務グループが施設管理上必要な指導をしたときはそれに従うこと。

2 貸付期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

ただし、貸付期間の満了前でも、公立大学法人福知山公立大学においてやむを得ない事情が生じた場合は、自動販売機の設置等に関する契約を解除することがあります。

3 自動販売機設置業者が負担すべき費用

(1) 貸付料

設置業者として決定した者が見積もった価格に消費税等を加算した額をもって年間貸付料とします。

設置業者は公立大学法人福知山公立大学が発行する入金依頼書により、金融機関を通じて、公立大学法人福知山公立大学の指定する期日までに全額納入してください。

納付した貸付料は、公立大学法人福知山公立大学の都合により解約する場合を除き返還しません。ただし、公立大学法人福知山公立大学の都合により解約する場合は、月割計算するものとします。

(2) 光熱水費（電気料・水道料）

設置業者の負担とし、総務企画・財務グループと精算方法等について協議の上、納入してください。

※ 原則、電力等使用料計測用子メーターの設置を条件とする。

(3) 自動販売機の設置にかかる費用（電気工事費用を含む。）及び、撤去時の原状回復費用、空き缶等のごみ処理費用

4 貸付条件

(1) 維持管理責任

ア 商品管理、補充、売上金回収、つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。又、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあつては、設置業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は、協定書等の写しを提出すること。ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で分別回収タ

イプの回収ボックスを設置し、設置業者の責任で適切に回収、処分するとともに周囲の清掃を行うこと。

ウ 自動販売機利用者のクレームに対しては、設置業者の責任において迅速に対応すること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

オ 自動販売機を設置するにあたり、据付面を十分に確保し地震等に対して「安全設置」すること。

カ 公立大学法人福知山公立大学の責めに帰すことが明らかな場合を除き、事故については設置業者が補償すること。

キ 公立大学法人福知山公立大学の責めに帰すことが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故、破損事故等に関しては、設置業者がその責めを負う。

ク 設置業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失した場合は、速やかに復旧するとともに、復旧に係る経費については設置業者が負担すること。

(2) 施設管理者との協議

設置業者は次の項目について総務企画・財務グループと協議し、指示に従うこと。

ア 使用済容器・ごみの回収方法について

イ 自動販売機の設置及び商品補充方法等について

ウ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について

また、事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について

エ メーターの検針及び光熱水費の支払方法について

オ その他、協議が必要な事項について

(3) 貸付契約の解除

ア 設置業者が、貸付条件に違反したとき

イ 設置業者が本事業を誠実に履行する意思がないと認められるとき

ウ 設置業者の信用が著しく失墜したと公立大学法人福知山公立大学が認めるとき

エ 設置業者が貸付料、その他必要な費用の負担義務を履行せず、公立大学法人福知山公立大学の催促にも関わらず納入期限を 3 か月以上経過してもなお履行しないとき

オ 設置業者から解除しようとする日の 3 か月前までに書面により契約解除の申し出があったとき

(4) 契約解除による違約金

ア 設置業者は、(3)の規定により本貸付契約を解除されたときは、公立大学法人福知山公立大学に対して違約金として貸付料の 10%を支払うものとする。

イ (4)アの規定は、公立大学法人福知山公立大学に(4)アに規定する違約金の額を超える損害が生じた場合において、当該金額を超える部分の賠償を請求すること

を妨げるものではない。

(5) 原状回復

契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに設置業者の責任において原状に回復しなければならない。

なお、原状回復に際し、設置業者は一切の補償を公立大学法人福知山公立大学に請求することはできない。

(6) 売上数等の報告

設置業者は、設置した自動販売機の売上数及び売上額を公立大学法人福知山公立大学に書面で報告すること。

5 設置業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取り消します。

ア 設置業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合

イ 設置業者が公立大学法人福知山公立大学に対して求められた報告をしない場合又は、虚偽の報告をした場合

ウ その他、設置業者が本件貸付けの相手方として不相当と認められる場合

6 その他

(1) 施設利用者数や開館時間等については、総務企画・財務グループに問い合わせることができる。

(2) 平成 29 年 4 月 10 日（月）までに、貸付け物件に承認を受けた自動販売機を設置すること。

(3) 売り上げ実績等

ア 平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月の販売実績 18,418 本

(5 か所 7 台、清涼飲料水販売価格は定価の 20 円引き)

イ 学生数 平成 28 年 5 月 1 日現在 148 人、平成 29 年 4 月見込 250 人

【別紙1】

施設名	福知山公立大学			
施設の所在地	福知山市字堀3370			
自販機設置場所 (別紙2のとおり)	①	②	③	④
	福知山公立大学 1号館西側通用口 (屋外)	福知山公立大学 2号館玄関ホール (屋内)	福知山公立大学 4号館北側玄関 (屋外)	福知山公立大学 4号館2階ホール (屋内)
貸付場所の面積(m ²)	2	3	3	3
(縦×横×高さ)(m)	(D:1×W:2×(H:2))	(D:1×W:3×(H:2))	(D:1×W:3×(H:2))	(D:1×W:3×(H:2))
販売品目	清涼飲料水	清涼飲料水	清涼飲料水	清涼飲料水 (菓子類などの物販を 含む)
設置可能台数	1	2	2	2
貸付料予定価格 (最低貸付料(税別))	420,000円			
施設管理者所管	福知山公立大学 総務企画・財務グループ			
電話	0773-24-7100			
指定管理者の有無	無			
その他の公募条件	1台設置必須	1台設置必須	1台設置必須	1台設置必須

別紙2 自動販売機設置位置図

